

草津市空家等対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、草津市空家等対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 空家等対策計画の作成および変更ならびに実施に関する事項
- (2) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関する事項
- (3) 空家等の調査および特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関する事項
- (4) 特定空家等に対する措置の方針に関する事項
- (5) その他協議会において必要と認められる事項

(組織)

第4条 協議会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから、市長が委託する。

- (1) 地域住民を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、年度途中で委託する場合または委員を補充して委託する場合の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長および副会長)

第6条 協議会に会長および副会長を置く。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会の進行を行う。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは会議にその他の関係者の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市計画部建築課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月28日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行後最初に委託された委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成30年6月30日までとする。